第６日

令和６年12月10日（火）

午後１時零分再開

○議長（小島清人君）　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、３番飯田早苗議員の質問を許可します。３番飯田早苗議員。

（３番飯田早苗君登壇）

○３番（飯田早苗君）　皆さん、こんにちは。３番議員の飯田早苗でございます。本日はお忙しい中、傍聴いただいてくださる皆様、ありがとうございます。また、インターネットで傍聴してくださっている皆様、ありがとうございます。

今年の暑さは例年以上に厳しく、農作物にも深刻な影響が出ていると聞いております。農業の方たちが丹精込めて育てていただいた作物が被害に及ぶのは、本当に胸が痛みます。私たち一人一人が生産者の努力に感謝をし、食べ物を大切にする気持ちを再確認したところでございます。

さて、今年９月の朝倉市の最高気温は38.2度でした。９月以降に38度を観測するのは国内初めて、また観測史上１位を記録したということです。これからも温暖化は進みます。それに対応することが本当に必要なことだと感じております。

今回の一般質問は、次の２点について質問をいたします。

空家等対策計画について。

過疎地域の持続的な発展の実現に向けてです。

市政に関する質問は、通告に従いまして、質問席により行います。執行部におかれましては、明快な御答弁をお願いいたします。

（３番飯田早苗君降壇）

○議長（小島清人君）　３番飯田早苗議員。

○３番（飯田早苗君）　空家対策について今から質問するのですが、これは９月議会でも質問をしておりました。その後、地域の方々から、意見とか疑問がとても多く、今回は行政の対策への取組を中心に、一般質問をさせていただきたいと思います。

私の地域で最も危険と思われる空家が深刻化しております。空家は、所有者の責任のもとで管理をするということは十分承知をしております。また、朝倉市空家等対策計画及び空家の適切な管理に関する条例に基づいて、空家に関する対策を実施していると。当然のことだと思っておりますが、ほかの自治体に比べて、朝倉市の場合はできていないと感じております。

引き続き、この質問をさせていただきたいと思います。本市の空家の数は、全国水準に比べて高い水準にあります。所有者の管理不十分で危険が迫っている空家はたくさんあります。中には実被害が出ている空家があり、再三市に対応をお願いしておりますが、なかなか対策が進んでいない。なぜでしょう。

今からは空家は増える一方でございます。空家対策は全国的にも課題になっております。５年前のデータでは、本市の放置空家件数が2,060件であるようですが、対策をするか非かで地域の活性化にもすごく大きな影響が及ぼされる可能性があります。対策は急務と考えております。

まずはじめに、空家について対策をしないといけない背景と、その必要性をどのように考えているか、改めて本市の考えをお尋ねいたします。

○議長（小島清人君）　都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君）　朝倉市空家等対策計画に記載しておりますとおり、近年、人口減少や住宅等の老朽化等に伴い、使用されていない住宅等が年々増加しておりまして、本市におきましても、今後も増加するというふうに考えられます。適切な管理が行われないまま放置されております状態の空家は、防災、防犯、安全、環境、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもございまして、適切な対策の実施が求められているというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　部長がおっしゃったように、地域住民の生活環境にいろいろな悪影響を及ぼしているわけですね、この空家が。だから、早急な対策の実行が求められているということになるわけです。

実は、前回空家の実態調査について一般質問しておりましたが、空家については市の独自の調査はしていないと。そして、５年に一度の住宅土地統計調査のみの数値で公表をして、現地調査は地域からの通報とか情報提供を受けたときに、所有者と管理者を調査をしているということで把握しているという答弁でした。

前回のそういうふうな答弁をいただいたのですが、この空家問題を解決するためには、本市独自の実態調査をして把握し、計画を立てていくべきではないかと申し上げておりましたけれども、この件について今後、協議・検討などをしていただいたでしょうか、その後。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君）　都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君）　９月議会でも答弁をさせていただきましたけれども、市では地域から相談があった空家につきましては、朝倉市空家等対策計画に示すとおり、現地調査を行いまして、所有者及び管理者を調査し、把握をしているところでございます。

また、老朽空家とならないような対策を講じる上でも、市全体の空家数を把握するということが必要であるというふうに考えております。

現在、実態調査を実施するための手法について検討しているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　前回は、空家のほうは今していないということでしたけど、今の

部長のお話だと今後はしていく必要があるということを検討されたということで、ちょっとひと安心しております。

確かに朝倉市の空家等の対策計画の中に、空家の存在、実態を把握するために調査を実施するということが明記されております。ですから、今までがそれができていなかったということなんです。今からするということなんです。そういうふうに、空家の実態調査を調べるということは、効率的な対策ができるんです。ですので、この実態調査は非常に必要だと考えております。

実態調査に関する取組の実例をちょっと挙げさせていただきたいと思います。空家法第９条に基づいて、空家の把握のために、空家のカルテを作成している自治体もあります。国土交通省の空家の不良度判定基準を参考に、建設の物理的損傷の度合いに応じて点数をつけて、４段階の不良ランキングに分けて、全ての地区別の空家の状況を数値化して、なおかつ目標を決めて、そしてまた達成状況を各地域の方に毎年または各年ごとに報告をして修正をしながら、地域と一緒に取り組んでいる自治体もあります。この自治体は目標設定という数字を見ましたら、不良債権の除却、これは30件挙げてありました。それと、利用、利活用、これも30件というふうに立てていらっしゃいました。空家対策は、最終的には利活用するか、または除却のどちらかになるはずです。実態を把握することにより、円滑な対策ができるようになるということで、なさるということをおっしゃいましたので、ぜひ把握をしていただいて、しっかりした対策をしていただきたいと、そのように考えております。

次の質問に移らせていただきます。次の質問は計画の流れについてでございます。

空家対策等のフローチャートがあると思います。これを簡単に御説明いただきたいと思います。

○議長（小島清人君）　都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君）　朝倉市へ、まず住民の方から情報提供等がなされますと、提供された物件調査等を行いまして、状況に応じて所有者等に対して発生した問題を是正し、適正な管理に努め、改善するように助言、指導を行います。

また、当該物件が緊急に危険を回避する必要がある状態で、かつ放置することが公益に反すると認められるときは、地域住民に与えている影響をなくし、かつ所有者等の負担が少ないと考えられる措置内容を検討いたしまして、緊急安全代行措置、必要最小限度の措置を所有者等の同意を得て実施を行うということになります。

次に、特定空家等と認められた物件で、所有者等が確知できる場合、これは、所有者等に対し法に基づく助言、指導を行い、それでも改善が見られない場合は、相当な猶予期間を定めまして、助言、指導の内容を講じるよう勧告を行うこととなります。この勧告を行う場合は、固定資産税の住宅用地特例適用が解除されることから、市税務課と打ち合わせの上、所有者等へ通知をすることとなります。

勧告を行い、それでも改善が見られない場合、これは勧告の指導を講じるよう命令を行ってまいります。そして、命令の措置が履行されないときや、履行しても十分でない場合に、行政代執行に基づきまして、命令の措置を、市が所有者等に代わり行う行政代執行を検討するということになってまいります。

また、所有者等が確知できない場合。相続人全員が相続放棄等をなされた場合等があるかと思いますけれども、このような場合は、措置内容等を検討いたしまして、市が所有者等に代わり行う略式代執行の実施や、財産清算人制度を活用いたしまして、対応を検討するということになるということでございます。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　今の説明の中で、特定空家という文言が出てまいりました。これについて、質問させていただきたいと思います。

放置すれば、周囲に著しく影響を及ぼす空家が特定空家と言いますけれども、９月の議会の部長の答弁では、国指定の判定基準に基づいて、特定空家等の対象となるものは、今現在35件と把握されているとお答えになりました。しかし、特定空家の認定件数は、今現在ゼロとの回答でした。なぜゼロなのでしょうか。認定しないのは何か理由があるのでしょうか。その後、認定はされたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君）　都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君）　空家のもたらす問題、これはこれまでも申し上げておりますとおり、第一義的には、所有者等が自らの責任により、的確に対応することが前提と考えております。また、所有者等に対して、空家等の適切な管理や利活用の意識づけを行うことが重要でございます。

市のほうでは、空家に対する情報提供があった場合には、朝倉市空家等対策計画に基づき、空家等の状態や所有者等を調査しまして、所有者等に対し、自らの責任により適正な管理や、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じるよう、電話連絡や文書による通知、または面談により助言、指導を行っております。

空家の状況によりましては、空家等の利活用や、除却等の相談等を含め、自らの責任により発生している問題を改善するよう継続的に助言、指導をすることで、改善が見られたことから、これまで特定空家等に認定するまでには至っておりません。

今後も、所有者等に対して空家等の問題に関する意識の向上に努めまして、適正な管理を促進し、空家等が管理不全のまま放置されることを防止する取組を実施していきたいと考えております。

ただし、所有者等の確知ができない場合や、助言、指導を行っても改善が見られないというような場合には、特定空家等に認定しまして、法に基づく措置を講じることを検討しなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　ちょっとその答弁の中のお考えというのに、非常に疑問を感じます。特定空家の判断については、国のガイドラインを参考に作成した判定表に基づいて、点数で認定というのが客観的な基準に基づいてなされるべきというふうに書いてありますよね。それなのに助言をする。その建物が危険かどうかの点数をつける基準が国にあるわけです。チェックをして、その点数以上になった場合は特定空家と指定しないといけないんじゃないでしょうか。ちょっとそこのところをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（小島清人君）　都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君）　私のほうでも危険な空家がございましたら、現地に行きまして点数の確認はしております。100点以上の点数になれば特定空家とみなす空家ということで把握はしてございます。それが35件ということでございます。

ただ、その点数を満足しているからすぐ特定空家と認定するというものではございませんで、ほかの県内の自治体も特定空家に認定しているということはございますけれども、その状況を見ながら特定空家に認定しているということでございます。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　部長にわざわざ来ていただいて、空家の状況を見ていただいた案件があります。非常に危険です。とてもとても危険です。後からそのことは申し上げますけれども。

特定空家に認定されて、初めて空家法に基づく措置が取れるようになるんですよね。それで、ゼロと言われたその回答については、認定するか否かの協議のテーブルの上に上がっていないということになると思うんですよね。点数をつけてもこれを協議しないといけないと思うんです。そのテーブルの上に上がっていないということになりませんか。特定空家に対することで、認定ができれば、市長は地域住民の生命、健康、財産の保護を図って、また健全な生活環境を図るために、また必要な措置をとっていくという流れになっていくわけです。それを把握はしているけど、認定がないから、ここの状態に危険度が高い空家がなっていない。そこが問題だということを私は今言っているんですね。それについてどう思われますか。お答えお願いします。

○議長（小島清人君）　都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君）　繰り返しになりますけども、まずは御本人さんに、所有者の方に状況を説明しまして、改善を促すということを第一に考えております。その上で、助言、指導をしても改善が見られないというものにつきましては、特定空家に認定して法に基づく措置をとっていく必要があるというふうには思っております。

近年、所有者との確知ができない場合ですとか、助言、指導を行っても改善が見られない場合が、多々幾つか見受けられております。これらの事例につきましては、特定空家に認定する方向で、今協議を進めているというところもございます。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

〇３番（飯田早苗君）　助言、指導の期間が相当長いです。私どもの近くにあるのはもう２年経っています、その物件は。そういうところが田舎というか、過疎地はいっぱいあるんですよね。ただ、そこが人的被害の空家なのか、それとも隣とかに被害を受けてあるのかとか、それでいろいろ対策の仕方も違うと思うんですけれども。まさしく今、人的被害が起こり得るところが出てきていて、それに対して地域は納得していないわけです。

ちょっと先に進みますけれども、先日、警察署長経験者の方とお話をする機会がありました。非常に空家が多いんですよね、ということを話していたところ、空家は、なった時点で犯罪とか火災になる確率が数段高くなるとおっしゃっていらっしゃいました。特に過疎地域では、今申し上げましたけれども、空家が至る所に点在しております。倒壊しているところもあります。これは敷地内で倒壊したりとかしてなっている部分が非常に多いんですけれども、その中でも、やはり近隣住民の被害が出ていて、非常に深刻で危険な空家問題というのを、私どもの地区で、杷木の東町で抱えているわけですね。ここというのは、交通量も多くて、子どもたちの通学路にもなっている市道でございます。市とこれを交渉して何回も、もうこれ２年前からの案件なんですけど、実被害が出てから本格的に声を上げて、市のほうにずっと交渉をかけているんですけれども、回答が同じままで進展が全然ないんです。こんな危険な空家の状態がずっと続いていて、私どもは市のほうに、どうかしないと危ないですよということを再三言っていますけど、この状態でもし何かあったら市の責任というのはどうなるんでしょうか。お尋ねします。

〇議長（小島清人君）　都市建設部長。

〇都市建設部長（井上政司君）　この件につきましては、法的な整理を確認はいたしております。やはり空家による被害については、所有者等に責任が及ぶということでございます。

それから、ただ、空家の横に私ども市の管理する市道が隣接しております。そちらにつきましては、先ほどから議員もおっしゃっていますように、通行人の方への被害ということが想定されます。そういったことで道路を管理する立場といたしましては、そこにバリケードなり注意喚起の広告物等を準備しまして、通行される方に注意を促す措置をとらせていただいているという状況でございます。

〇議長（小島清人君）　３番飯田議員。

〇３番（飯田早苗君）　その辺がなかなか、さっきの私も進んでいないんですけれども、もう１回だけ質問させてください。

この案件に関しては、所有者の確認ができない状態じゃないですか。持ち主の所有者に。だから、ただ確認している、確認しているじゃなくて、状態からいったら確認ができないのを後延ばしに後延ばしして危険がどんどん増していっているという状態なので、所有者とちゃんと確認ができる状態であれば、ここまで言う必要はないとは思うんですけれども。それも年数が２年ぐらい経っている。実被害が出てから半年以上経っている。だから、そ

の辺のところで非常に疑問を感じているということです。
ちょっと先に進みます。令和５年、去年の12月、もう１年前になりますけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正の法律が施行されました。それにより、空家等の活用の拡大とか、管理の確保、それと特定空家などの除去、個々特定空家の除去ですよ。今後、空家の増加が見込まれる施策として、措置を円滑にするために、緊急時の障壁を除去するための改正法が行われました。特定空家にならないための、また注意というか対策を取りなさいというのを非常に織り込んでいる、これ一部改正の法律なんですけれども、国はそれだけ空家問題を深刻に考えていて、そして国はもう対策に力を入れないといけないということで、この一部改正法が出ているということなんです。それで、その辺のところもしっかり考えて、対策を取っていただきたいとは思っております。
それと、次は、朝倉市空家等の適切な管理に関する条例。これは第９条の緊急安全代行措置についてですけれども、市長は特定空家及び老朽空家が緊急に危険を回避する必要がある状態にあり、かつ、該当特定空家等及び老朽空家を放置することが公益に反すると認めるときは、該当危険を回避するために必要と認める最低限の応急措置を行うことができると、これはあります。それで、条文の中でいうと、私どものこの東町の案件は、もう既に第９条に該当すると思っているんです。ですから、しっかりした緊急安全代行措置の手続を踏んでいかないといけないのに、こちらが要望した立看板で危険ですよというのは置いていただきました。それ以上のことができていない。それとも、緊急代行措置すらきちんと取らないのか、取れないのか、それについてお答え願います。

○議長（小島清人君）　都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君）　この緊急安全代行措置につきましては、条例を定めまして、その中で明記しているところでございますけれども、この中で緊急代行措置を取る場合には、所有者等が確知できない場合を除き、所有者等の同意をとって行うと、最低限の措置を行うとなってございます。個別の案件につきましては、個人的な情報も含まれるので、なかなかここで詳しいことは申し上げられませんけれども、そういったことで、この所有者等の同意が取れないという状況にあるものについては、今現在、緊急安定代行措置については、実施していないというふうなところでございます。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　じゃあ、緊急な案件なのに、所有者の同意が取れないから、緊急だと思いながら措置ができない。それは非常に疑問を持ちます。その点についてお尋ねします。

○議長（小島清人君）　都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君）　今、議員のほうがおっしゃっている案件につきましては、所有者等の確認ができるような対策を、こちらのほう今考えているところです。既にそれに向けて取り組もうとしているところでございます。

ですから、そういったことが整えば、緊急安全代行措置を条例に基づき、行うことができるだろうと思っているところです。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　今年は台風が来なかったからいいものの、前回、杷木の案件を例に出しましたが、こういう案件は朝倉市にも点在していると思います。その案件に関しては、来年台風が来たときには大変な状態になると思います。それまでに、今の所有者の同意が取れないから、ほかのことを今考えてやっているという、重々努力しているのは分かりますけれども。６月以降台風が来たときに大丈夫ですか。大雨が降ったときに、台風が９月とか来たときに、大丈夫ですか、この案件は。それまでに取れなかった場合はどうなるのでしょうか。

○議長（小島清人君）　都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君）　先ほども申しましたように、今、緊急安全代行措置が取れるような対応を始めた、手続を始めたところでございます。速やかに、そういった手続を行いまして、どうにかそこまでには間に合うような、そういったスピード感を持って進めていきたいと思います。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　市長にお尋ねしたいと思います、これから先は。今のような内容を含めまして、緊急安全代行措置の条例の規定。これは日本の自治体20件ほど調べました。緊急安全措置は、本市は所有者の同意がないと緊急安全措置もできないんだということですよね。しかし、20件ほど調べた結果は、緊急安全を先にします、措置後に通知のみで報告をしますというのが12件。通知や同意がなくても緊急だから、この措置をしますが６件。事前に同意を有する自治体は、本市と一緒の自治体は２件ですね。所有者に指導を行わなかった場合、こういうことがありますよって事前に言わなかった場合は、同意をしてしないといけないというのが１件です。ちなみに米沢市、これは緊急安全措置後に通知をするというふうな規定になっていました。

多くの自治体は緊急安全措置に通知規定や通知の同意なしで通知を出すだけです。同意なしでやっております。近隣の近くの市町村も調べましたけれども、同じような結果です。所有者の同意が得られない状態であって、それによって緊急安全措置ができないのならば市民の安全を守られないということになるんじゃないかなと思います。この条例の改正が、私は非常に必要と考えます。市長の見解をお尋ねしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（小島清人君）　都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君）　まず、私のほうから事務的なところについて、御説明をさせていただければと思います。確かに現在、朝倉市のほうにつきましては、この緊急安全代行措置、同意が必要としております。議員おっしゃいますように、同意が必要でない

自治体もあるということは、私どもも把握をしておるところでございます。また、所有者等の同意を得なければならないことを明記していないある自治体においても、緊急安全代行措置を実施する場合は、あらかじめ所有者等を調査した上で対応しているというふうなことも伺っております。県内の自治体に事情を問合せたところ、運用上では、事前に所有者に同意を得て実施しているというところの自治体もございました。緊急安全代行措置を実施する場合は、所有者等が確知できないときを除きまして、代行措置の内容が空家の所有者等の意思に反していた場合、やはりトラブルとなる可能性もあることから、朝倉市としては、所有者等の同意は必要と現在の条例ではしているところでございます。事務的な説明をさせていただきました。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　部長がおっしゃっているのは分かります。条例に基づいて、所有者の同意を得ないとトラブルが起こったときに大変だから、所有者目線でこの条例はできている。しかし、私たちが言うのは、所有者が何もしない状態の空家、危険な空家を放置して、実被害があちこち出ているのに、今回、車も瓦が落ちてきて、車やカーポートがやられたりしているのですが、車を入れるときに駐車場に入ります。そしたら、人の被害も出る。子どもたちもそこを通っている。そういうときでも、所有者の同意が得られていないのでできないということは、住民の命が守られていないということにも解釈ができるのです。この条例自体が検討する余地が、非常にあると思います。

それで、市長に。この条例の改定の必要性を私は感じているのですが、再度市長の方に市長のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小島清人君）　市長。

○市長（林　裕二君）　放置された空家が引き起こす様々なリスクを回避するための、早めの対策が必要であるということは認識をしております。緊急安全代行措置は、地域住民の危険を回避するために、緊急に最低限度の応急措置を行うものでなければなりません。一方で、財産権の制約を伴う行為となることも考えられます。条例の改正については、これらのことを念頭に置き、慎重に議論をしていきたいと考えている次第でございます。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　議論をしていくということで、本当に慎重に議論していただいて。空家が非常に多いですので、今後もこういう状態になる空家は、いっぱいあると思います。ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

それで、一応再度申し上げます。条文の改定を要望いたしますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。法改正が去年の６月にあり、特定空家を未然に防ぐために、管理不全空家の条例が入ってきました。１年経つんですけれども。空家対策の強化というところで、管理不全空家ということが定められてきているんですけれども、このことをもう少

し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（小島清人君）　都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君）　管理不全空家と言いますのは、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば、特定空家等になるおそれのある空家のことでございます。周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家等となる前の段階の対応といたしまして、管理保全を図るため、所有者等に対して、倒壊防止のための補修等を行うなどの法に基づく国の管理指針に即した措置を指導することになります。

また、指導しても状態が改善しない場合は勧告することが可能となりまして、勧告を行いますと、特定空家等と同様に、固定資産税の住宅用地の特例適用を解除することで、固定資産税が上がるということになります。以上です。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　特定空家がそれだけ多いんですね。ですので、ならないように管理不全空家ということを定めて、所有者がしっかり管理をしなさいと、所有者の管理義務が挙がってきたというふうに理解しています。

ただ、ちょっとガラスが割れているところがあったりしたら、それだけでも管理不全空家になるというふうなのを読んだんですね。ですから、管理というのが定期的にきちんと空家の管理をしていく義務が強化されたということですね。固定資産税、土地があって、今までは家が建っていたら固定資産税が６分の１に優遇措置されていましたけど、家が建っていても、この流れから言ったら、特定空家でも６分の１の特例は受けられなくて、固定資産税が平地になった状態の元に戻って、今現在より６倍になるということですね。私たちもその辺を考えて、家を持っている方は空家をどうするかというのも、知っていかないといけないというふうに感じております。

最後に、これは要望で聞いてほしいんですけども、危険空家に対する対策が、冒頭も言いましたけど、ほかの市町村に比べてやはりちょっとできていないというのを感じているんです。今後の対策に今から期待したいというふうに思っております。

ところで、ここで私、提案なんですが、空家法改正によりですね、新たに空家等管理活用支援法人に係る制度というのが創設されております。これは、官民連携によって、空家事業に関わる自治体の職員の方のマンパワー不足とか知識不足の解消になるらしいんです。実際、これは１年前に施行されているんですけど、この受託によって成果が出ている自治体ももう既にあります。ですので、管理や活用に精通をした団体の協力を得ることを考えていったらいかがでしょうかということを、回答は求めませんが、一応提案として申し上げておきます。

最後になります、次は、相続による空家の所有者の意識の啓発でございます。

本市は、前回の空家問題で質問したときは、広報紙とかホームページで啓発を行っているということを聞いております。空家の終活ノートとか、空家対策のガイドブックの作成

をしてみてはいかがでしょうか。これによってほかの自治体ではこういう作成をして、死亡届のときにそれを渡したり、空家の対策セミナーのときに配布したりということで、成果につながっているということなんです。

ですので、ぜひ有効な手段と思います。今後、このようなガイドブックに取り組むことは可能でしょうか。お願いします。

○議長（小島清人君）　都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君）　空家対策におきまして、所有者等に対し空家等の適切な管理や利活用の意識づけを行うことは非常に重要であるというふうに思っております。そのためにも、全ての人が空家等の所有者等となる可能性があることを知らしめるため、広く所有者等に対しまして啓発を行い、空家等の問題に対する意識の向上を図ることが必要であるというふうに思っております。

朝倉市では、市報やホームページ以外で、固定資産税の納税通知書に空家解体や住宅リフォームの補助事業等を紹介するチラシ等を同封して送付している状況もございます。

空家問題の課題の１つとしまして、空家や将来空家になりそうな住宅を今後どうすればいいのかが分からないということを聞くこともございます。このような方々のためにも、空家対策のガイドブックは非常に有効であると思っておりまして、本市でもぜひ検討したいと思います。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　空家は今後本当に増えていくということが予測されております。年々深刻化する空家の問題は、空家対策の強化が急務ですよね。予算もかかると思いますけれども、町の景観が損なわれれば移住促進にも影響が出ると思っております。対策をしっかりして、それと緊急対策の条例、これはしっかり話合いというか協議をされて変えていく必要が本当にあると思いますので。そうしないと危険な空家がもう何もできない。どうしようもない、市としても。ですので、その辺のところで対策をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、過疎地域の持続的発展の実現に向けてを行います。

現在、朝倉の人口ビジョンでは、20年後には、杷木・朝倉地域は現在の人口の大体半分ぐらいに減少するという推計になっております。65歳以上の高齢化率というのは、本市全体では36％ですが、過疎地域である杷木・朝倉地域に関しての平均値は約44.2％です。高齢化率が50％を超えるともなると、限界集落と言われまして、日常の生活のインフラやコミュニティが崩壊する可能性があると言われております。

また、今年４月に発表されました人口戦略会議によりますと、現在の朝倉市は、消滅可能性自治体から脱却しているものの、特に人口減少が著しい過疎地域は消滅する集落が出てくる可能性は非常に高いと言われています。

このようなことから、過疎地域の持続的発展のために、特別な施策が必要だと思います。

人口減少を食い止める手だて、活力が低下しないための手だて、今まで過疎事業を展開してきたと思いますが、これまでの過疎対策の成果と課題についてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君）　企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君）　過疎地域対策についてでございますけれども、過疎指定地域の朝倉・杷木地域は、豪雨災害で大きな被害を受けたところでございます。これまでの対策としましては、住民の日常を取り戻すための道路や橋りょうなどのインフラ整備のほか、被災後も住み続けることができるよう、定住促進住宅の整備、それから宅地嵩上げ事業、持続可能な地域コミュニティの対策としまして、コミュニティ施設の整備、それから安心安全な地域づくりとして防災拠点施設の整備、また子どもたちのための教育環境整備としまして、学校のバリアフリー化や体育館、トイレの改修、そして地域経済の活性化を目的とした地場産業の振興や観光振興のための施設改修、それから事業の補助などを実施してきたところでございます。

次に、成果についてでございますけれども、過疎計画では、朝倉市人口ビジョンの将来推計人口よりも、上方設定をしました過疎地域の人口目標を掲げているところでございます。その数値等を比較をいたしますと、朝倉、杷木、いずれの地域におきましても、令和５年度末においてその目標値を達成しているという状況でございます。

これまで総合計画及び総合戦略、並びに過疎計画を基に各分野の事業に取り組んできたことで、人口減少に一定の歯止めをかけ成果を上げているものと捉えているところでございます。

今後の課題につきましては、先ほど申しましたように、現地点では人口目標を達成はしておりますけれども、人口減少が進んでいる中で、いかに地域の持続的発展を目指すかということだと思っております。引き続き人口減少を緩やかにするために、移住・定住施策や子どもを産み育てやすい環境づくり、それから、併せて持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　確かに、計画は毎年毎年人口が減少したところでの対策になっていますよね。それでビジョンとしては、先ほど言いましたように20年後、これが今現在の人口ビジョンの中によりますと、もう半分になるということはもう朝倉市もある程度、そういうビジョンとしては把握されていらっしゃるということだと思います。

それで、この人口減少が非常に加速をしていますので、過疎地域は。今後、朝倉とか杷木地域を取り込む環境というのは非常に厳しいんじゃないかなというふうに見通しております。過疎地域で、今後住み続けられるために地域に対してどのような行政側の支援が必要と思われますか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君）　企画振興部長。

〇企画振興部長（三浦弘己君）　住み続けられる施策ということでございますけれども、人口減少対策としまして、定住支援のほか移住支援、それから先ほども申しましたが子どもを産み育てやすい環境づくりが必要だというふうに考えますし、地域コミュニティの維持としましては、コミュニティの支援、それから地域経済の活性化として産業振興、観光振興、雇用の創出、また生活環境の整備としてインフラ整備や教育、医療の充実などが考えられます。これらの施策を組み合わせることで、過疎地域におきましても、住みやすい環境を維持しまして、持続可能な発展を目指すことができると考えております。

また、地域で住み続けるという視点で考えた場合ですけれども、実は市内の状況を見てみますと、過疎地域の指定を受けた地域だけではなくて、指定を受けていない甘木地域でも同じく人口減少や高齢化が進んでいる状況にございます。法に基づく指定につきましては、旧市町村単位ということになっておりますので、もちろん甘木地域は指定を受けておりませんけれども、甘木地域におきましてもコミュニティ単位で見てみますと、その半数以上の地域が過疎の基準に該当しておりまして、特に山間部におきましては、基準を大きく上回るといった過疎化が進んでおりまして、過疎地域の地域と同じく、地域の持続的な課題を抱えております。

そのためですけれども、これらの施策は、過疎地域はもちろんそうなんですけれども、全市的に取り組まなければならない重要な課題というふうに、市としては捉えているところでございます。以上でございます。

〇議長（小島清人君）　３番飯田議員。

〇３番（飯田早苗君）　全体的に、一部の地域は人口が増えていますけど、やっぱり中山間部になったら確かに人口減少があっていまして、過疎地域じゃないところも辺地債とかいうので、いろんな過疎に準ずる対策というのはあると思っております。

それで、今回は過疎地域というところに焦点を絞っていますので、また、杷木と朝倉地域に対しての質問をこれから続けていくんですけれども。この杷木、朝倉地域に対してのビジョン、つまりどういうふうに田舎づくりをしていきたいか、未来像はどういうふうにしたいのかというようなことを考えておく必要があると思います。それについてどのようなビジョンを考えていらっしゃるか、お答えください。

〇議長（小島清人君）　企画振興部長。

〇企画振興部長（三浦弘己君）　今後のビジョンということでございます。今後の過疎対策と施策の視点についてということで、地域の持続可能な発展の実現のためには、地域の活力をいかに維持するかが重要だと考えております。そのためには、高齢者のために住み慣れた地域で健康に暮らすための施策、それから若い世代のための地域で子どもを産み育てやすい環境づくりのための施策、また地域経済の活性化のための地域の資源を生かした地場産業の振興、観光振興の推進に向けた施策、地域の担い手確保のための移住、それから定住施策が必要と考えております。以上でございます。

〇議長（小島清人君）　３番飯田議員。

〇３番（飯田早苗君）　前回の一般質問で、ワークショップなどをして、過疎地域の住民の意見を汲み取って事業等を行ってほしいと提案しておりました。その後考えていただいたでしょうか。お尋ねいたします。

〇議長（小島清人君）　企画振興部長。

〇企画振興部長（三浦弘己君）　市が施策を推進するにあたりまして、住民の声を聞くことは大変重要であるというふうに考えておるところでございます。先ほども述べましたけれども、過疎指定地域以外の市内の多くの地域でも、同じように少子高齢化による人口減少、それから地域コミュニティの維持など同じ状況にございます。ただ、地域ごとに課題とかニーズといったものはそれぞれ異なるというふうに認識をしております。

本市においては、コミュニティの組織が地域での主体的な役割を担っていただいているというふうに認識しておりますので、各地域コミュニティから地域の現状や課題、それから今後地域が目指すことなどを市のコミュニティ担当部署に対しまして、毎年提出をしていただいているところでございます。

また、随時、地域が求める意見、それから要望を受け付ける制度としまして、改善提案制度を設けているところでございます。これは各コミュニティの組織が窓口となりまして、地域の課題について改善提案ができるというものでございます。この制度によりまして、ワークショップとは違う方法ではございますけれども、過疎地域も含めたそれぞれの地域に応じた意見や要望を聞く体制を整えているところでございます。

なお、提出いただいた改善提案については、毎週開催をしております市の機関会議のほうで報告をしまして、各課がスピードをもって対応に取り組んでいるところでございます。提出された課題につきましては、すぐに対応すべきものや長期的に施策として対応するものなど、全庁的に情報を共有できるので、市にとっても地域にとっても大変有効な制度であるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

〇議長（小島清人君）　３番飯田議員。

〇３番（飯田早苗君）　今の説明を聞いて、私のところに届いている過疎地域の住民の皆さんの声の一部なんですけれども、紹介をさせていただきたいと思います。過疎債をもらっているのに考えてくれているのかな。過疎債は何に使われているのかな。市は人口減少を食い止める手だてはあるの。杷木には子どもたちが遊べる広々とした寄りつきの良い公園がないよね、作ってほしいな。コンネアサクラが甘木にできても、朝倉や杷木に人口が残るのかな。せっかく高速バスで福岡まで１時間で行けるのに猛烈なＰＲが足りないのではないの。企業の誘致はできないの。農林業対策や有害鳥獣などについては、それこそ様々な意見が出ております。近隣のうきは市は本市と一緒で、一部過疎指定を受けている自治体です。うきは市の過疎計画を見ましたら、うきは地区は過疎地域になっているんですけれども、各自治体に対し事業の推進と基本目標の達成状況の確認を行って、毎年度ま

たは各年度に各自治協議会の意見を適宜反映し、柔軟に施策の見直しを行うことと定められておりました。この１文は非常に大切なことと私は考えております。

この地域の課題は何か、何が必要かを、地域の住民と一緒に考えることが大切ではなかろうかと思っております。これを取り組む目標を設定して、進捗状況をチェックしながら、住民と一緒に考えていく。

先ほど、住民の声を幾つか申し上げましたけれども、朝倉市は地域住民の意見が、やはり地域住民まで市の政策が聞こえてこない。だから、いろいろなそういう意見が私のところに入ってきているというふうに思います。どうしても行政目線で一方的な施策にとどまっているのではないかというところを、ちょっと懸念できるような市と市のやっていることが住民に伝わっていないというところで、ちょっと感じる部分もあるんです。時間があまりないんですけれども、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小島清人君）　企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君）　市の事業についてなかなか伝わっていないということでございますけれども、その点については、しっかり市の事業については地域のほうでも御理解いただけるように説明をしていきたいと思っております。

また、過疎対策は過疎債だけでなく、一般財源においても様々な事業を実施しているところでございます。今後も地域の持続的な発展のための人口減少対策、それから地域活性化施策については、地域ごとの特性やニーズに合わせた対策を進めていきたいと考えておるところでございます。

先ほど地域からの声として過疎債をもらっているというところがあったんですけれども、過疎債につきましては、あくまで起債、借金ということでございますので、そこら辺は説明だけさせていただきます。以上でございます。

○議長（小島清人君）　３番飯田議員。

○３番（飯田早苗君）　そうですね。もらっていると言ったら100％もらうような形になるので、100％ではなく70％が返済しなくて30％だけ借金という形ということで、ちょっと表現の方を間違えました。ありがとうございます。御指摘ありがとうございました。

私が言いたいのは、やはりより住民目線での施策をしていかないといけないのではないでしょうか、ということです。時間がもう残り少なくなっておりますので、大体過疎対策と施策の視点というところからが、実は重要なところになっております。内発的な発展支援というのは、今のボトムアップ型でやっていかないといけないということです。地域の方が、こういうことしてほしい、ああいうことしてほしい、じゃあどういうことしていこうかって言って、下から上がった意見を吸い上げて、それをどうするかというのが行政と一緒に考えながらやっていかないと、その地域は発展しないというふうに考えます。今の状態だと、一部の人は分かってあるかも分からないけど、もう本当に地域の方たちは何も分かっていないというのが現状として私はあるような気がします。何に使われているのか

も分からない。なんかこう伝わってきていないというか。住民の意見が反映していないから伝わってきていないのではないかなというふうに、ちょっと感じるところではあります。

内発的なボトムアップの支援というのは理解しておりますけども、市としてはどういう形で、実行を今しているのか。時間がちょっとあるので、ちょっとこの件についてお答えいただいてよろしいでしょうか。

〇議長（小島清人君）　総務部長。

〇総務部長（梅田　功君）　過疎対策事業債につきましては、本当に議員がおっしゃるように有利な財源であるというふうに心得ておりますが、あくまでも借金であるということは御理解いただきたいと思っております。元利償還金の７割で交付税措置がされ、３割は市の一般財源を充てなければなりません。過疎対策事業債の活用につきましては、過疎債があるから事業を実施するという考え方ではなく、まず事業内容について十分に検討・精査をし、必要な事業を実施するにあたり有利な財源を活用させていただくという考え方で、市は過疎債を活用させていただいております。以上です。

〇議長（小島清人君）　３番飯田議員。

〇３番（飯田早苗君）　今、部長がおっしゃっているのは十分理解しております。申請しないと過疎債は入ってきませんので。この続きは次回にまた持ち越して、続きをやらせてください。終わります。

〇議長（小島清人君）　３番飯田早苗議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後２時10分に再開いたします。

午後２時零分休憩